

令和5年第7回豊見城市議会臨時会議案一覧

NO.	議案番号	件名	内容
1 議案 計 6 件			
1	議案第 52 号	令和5年度豊見城市一般会計補正予算（第5号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,432万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億724万3千円とする補正を行う議案です。
2	議案第 53 号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,445万円とする補正を行う議案です。
3	議案第 54 号	令和5年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）	水道事業費用に49万を追加し16億2,632万3千円とする補正、資本的支出に387万3千円を追加し8億764万円とする補正、職員給与費に88万8千円を追加し1億4,920万9千円とする補正を行う議案です。
4	議案第 55 号	令和5年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第2号）	下水道事業費用に347万4千円を追加し9億8,647万7千円とする補正、資本的支出に63万8千円を追加し12億7,435万2千円とする補正、職員給与費に393万2千円を追加し4,495万1千円とする補正を行う議案です。
5	議案第 56 号	豊見城市一般職員の給与に関する条例及び豊見城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに他市町村の給与改定状況等を考慮して、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行う議案です。
6	議案第 57 号	常勤特別職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告に伴い、一般職員の勤勉手当が引き上げられることから、一般職の職員との均衡、県内他市の常勤特別職等の期末手当の改定状況を考慮し、本市常勤特別職員の期末手当の支給割合の改定を行う議案です。
2 報告 計 5 件			
1	報告第 10 号	専決処分の報告について（事故に対する損害賠償の額の決定及び和解）	地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。
2	報告第 11 号	専決処分の報告について（事故に対する損害賠償の額の決定及び和解）	〃
3	報告第 12 号	専決処分の報告について（事故に対する損害賠償の額の決定及び和解）	〃
4	報告第 13 号	専決処分の報告について（事故に対する損害賠償の額の決定及び和解）	〃
5	報告第 14 号	専決処分の報告について（（仮称）豊崎中学校校舎棟機械設備工事変更契約）	〃

計 11 件